

設計	検了	係長	課長補佐	課長	副部長	部長

令和 8 年度 第 号

和田川浸水調査検討委託業務

(見積参考資料)

・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な業務費の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するものではない。
 ・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
 ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

業務場所	高知市 中万々	河川水路課
業務日数	180 日間	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日

設計金額	円	業務委託理由																				
内訳	業務費	本業務は和田川の集水範囲を調査したうえで現況の流下能力を算定し、浸水発生 の要因について検討することを目的とするものである。																				
	消費税及び 地方消費税 相当額																					
業務請負対象金額	円	業務の概要																				
消費税及び地方消 費税相当額抜きの 業務請負対象金額	円																					
摘要		<table border="0"> <tr> <td>○測量業務</td> <td>簡易縦断測量</td> <td>L=</td> <td>0.5 km</td> </tr> <tr> <td></td> <td>簡易横断測量</td> <td>N=</td> <td>8 本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現地調査</td> <td>N=</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>○設計業務</td> <td>打合せ協議</td> <td>N=</td> <td>1 業務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸水調査検討</td> <td>N=</td> <td>1 式</td> </tr> </table>	○測量業務	簡易縦断測量	L=	0.5 km		簡易横断測量	N=	8 本		現地調査	N=	1 式	○設計業務	打合せ協議	N=	1 業務		浸水調査検討	N=	1 式
○測量業務	簡易縦断測量	L=	0.5 km																			
	簡易横断測量	N=	8 本																			
	現地調査	N=	1 式																			
○設計業務	打合せ協議	N=	1 業務																			
	浸水調査検討	N=	1 式																			

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量設計費					
測量業務					
路線測量					
路線測量	式	1			明細表 第1号
電子成果品作成費	式	1			
直接業務費					
旅費交通費率分	式	1			
諸経費	式	1			
測量業務価格					

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計業務					
設計協議					
設計協議	式	1			明細表 第2号
直接経費					
旅費交通費率分	式	1			
電子成果品作成費	式	1			
直接原価					
その他原価	式	1			
業務原価計					
一般管理費等	式	1			

単価表 第 1号

簡易縦断測量

単価表

(1)

金額：

内容：

1 km 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師	人	3.48			[1] 人件費
測量技師補	人	3.48			[1] 人件費
測量助手	人	2.28			[1] 人件費
機械経費 対象額は摘要欄[1]の計	%	2.5			
材料費 対象額は摘要欄[1]の計	%	3			
	(1	km 当り)

単価表 第 2号

簡易横断測量

単価表

(1)

金額：

内容：

1 本 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師	人	0.141			[1] 人件費
測量技師補	人	0.141			[1] 人件費
測量助手	人	0.093			[1] 人件費
機械経費 対象額は摘要欄[1]の計	%	2.5			
材料費 対象額は摘要欄[1]の計	%	2.5			
	(1	本 当り)

諸経費計算情報

単価適用年月日	令和 8年 6月 1日
単価適用地区	高知土木事務所 1 地区(南部地区)
■測量業務	
業務委託料の積算	建設コンサルタントに委託する場合
電子成果品作成費	計上する
安全費地域	計上しない
安全费率	0.00
旅費交通費の率計上有無	計上する
業務区分	測量業務
まるめ区分	万円まるめ (業務価格100万円以上)
■設計業務	
業務委託料の積算	建設コンサルタントに委託する場合
電子成果品作成費	計上する
設計書の種類	その他

和田川浸水調査検討委託業務 仕様書

1. 業務目的

本業務の対象となる和田川（高知市中万々）においては、降雨時の浸水被害が確認されている。これを踏まえ、本業務は和田川の集水範囲を調査したうえで現況の流下能力を算定し、浸水発生の要因について検討することを目的とするものである。

2. 測量業務

2.1. 簡易縦断測量

対象河川の現況縦断勾配を把握するために縦断測量を実施するものとする。

2.2. 簡易横断測量

対象河川の現況断面を把握するために横断測量を実施するものとする。

8断面での実施を基本とするが、河川状況をもとに実施箇所については判断するものとする。

2.3. 現地調査

対象河川における集水範囲を把握するための現地調査を実施する。また、降雨時に河川の流況について確認を行い、浸水要因の推定に必要な情報を整理するものとする。

3. 設計業務

3.1. 打合せ協議

業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の3回を基本とし、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

3.2. 浸水調査検討

(1)計画準備

本業務設計書、本業務特記仕様書等を基に本業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容の確認を行い、業務計画書を作成し、業務の実施方法について検討する。また、対象河川に関連する河川台帳や竣工図、関連業務等の資料を収集し、整理する。

(2)流下能力検討

簡易縦横断測量成果及び現地調査結果をもとに、対象河川の水利計算を行ったうえで現況流下能力を算定し、浸水要因や浸水が懸念される区間を把握する。

(3)報告書作成

業務の目的を踏まえ、検討の各段階で作成された成果をとりまとめ、報告書を作成する。

特記仕様書

第1条 個人情報の保護について

個人情報の保護について

- 1 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- 2 受注者は、業務の履行に当たって作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況(以下「管理体制等」という。)について、定期及び随時に点検を実施し監督職員に報告すること。また、監督職員は管理体制等について検査を行うものとし、受注者はその検査に先立ち9月に高知市個人情報取扱委託業務に関する個人情報取扱状況報告書(様式第1号)又は個人情報の取扱状況等を報告する書面(以下「取扱状況報告書等」という。)を監督職員に提出すること。

第2条 業務の内容

別添委託業務仕様書のとおり。

第3条 熱中症対策補正について

現場の施設や設備に対する熱中症対策(作業員個人に対する費用を除く)を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に協議を行う。なお、協議により認められた対策については、実施した内容を確認した上で設計変更の対象とする。

第4条 成果提出物

- ・電子媒体(CD-R等) 正副 各1部
- ・成果報告書(簡易製本版) 2部

第5条 業務履行中の情報共有システムの活用について

- 1 本業務は、監督職員及び受注者の間で受け渡される書類を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム活用の受注者希望型業務である。契約後、受発注者間の協議により活用を決定する業務委託である。なお、詳細については、「情報共有システム運用ガイドライン(案)(高知市)」によること。
- 2 システムを活用する際は、受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - (1) 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - (2) サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - (3) (2)の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員もしくは受注者判断した場合、又は復旧もしくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議のうえ情報共有システムの利用を停止することができる旨
- 3 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第6条 電子納品について

本業務は、業務成果品を電子媒体で納品することにより、業務の効率化、省資源等を図る電子納品活用の受注者希望型業務である。なお、詳細については「電子納品運用に関するガイドライン 委託業務編(高知市)」によること。

第7条 管理技術者・照査技術者

- 1 次の要件のいずれかを満たす者を管理技術者及び照査技術者として配置することができる者(管理技術者と照査技術者は、同一の者の兼務不可)
 - (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士とし、技術部門を建設部門若しくは総合技術監理部門において、「河川、砂防及び海岸・海洋」に登録がある者
 - (2) 技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士とし、技術部門を上下水道部門若しくは総合技術監理部門において、「下水道」に登録がある者
 - (3) 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が備える「RCCM登録簿」に登録があり登録部門が「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「下水道」に登録がある者
 - (4) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第3条第1号ロの規定により登録部門を「河川、砂防及び海岸・海洋」として大臣が認定した者
 - (5) 下水道法(昭和33年法律第79号)に規定された資格を有する者

第8条 その他

その他、疑義のある場合は、監督職員と協議するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守し、適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損等の防止その他の個人情報の適切な管理のために、法その他関係法令に基づき、高知市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱（令和5年2月24日制定）に定める安全管理措置と同等の措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の措置に係る規定等を整備するとともに、管理責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務を処理するための個人情報の管理の状況に係る自己点検に関する事項等の必要な事項を定め、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱うまでに書面により甲に通知しなければならない。

(従事者への監督及び教育の実施)

第4 乙は、この契約による業務の処理に関し、個人情報を取り扱う従事者を明確にし、当該従事者が本特記事項を遵守するように監督するとともに、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(取得の制限)

第5 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(取扱制限)

第6 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う権限を有する従事者及びその従事者に付与する権限を必要最小限のものとし、取り扱う権限を有しない従事者に個人情報の取扱いをさせてはならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約による業務の目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(消去等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合は、甲の指示に従い、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(複製等の制限)

第9 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の複製及び送信並びに個人情報が記録されている媒体の個人情報を取り扱う事務を実施する区域外への送付又は持ち出しをしてはならない。ただし、甲の指示又は承諾がある場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第10 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾を得た場合に限り、その取扱いを再委託先（再委託先が乙の子会社である場合を含む。）に委託することができる。再委託先が再々委託を行う場合を含み（再々委託先が再委託先の子会社である場合を含む。）、以降もまた同様とする。

(再委託先等の安全管理措置)

第11 乙は、再委託を行う場合は、再委託先に対して本特記事項における安全管理措置を講じさせなければならない。再委託先が再々委託を行う場合を含み、以降もまた同様とする。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（第9ただし書の規定により複製したものを含む。）を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは第8に規定する消去又は廃棄をするものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(点検及び実地検査等)

第13 乙は、定期に、及び甲から報告を求められた場合は随時に、乙がこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱状況及び本特記事項の遵守状況について点検を実施し、甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱状況及び本特記事項の遵守状況について、随時実地により乙に対して検査を行うことができる。

3 乙がこの契約による業務の処理を再委託する場合は、乙を通じて、又は甲により前項の検査を実施する。再委託先が再々委託を行う場合を含み、以降もまた同様とする。

4 乙は、前3項に定める点検又は実地検査の結果、甲からこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに関して改善を指示された場合は、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における対応)

第14 乙は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本特記事項に違反した者に対し、法令又は内部規程その他関係規程に基づき厳正に対処しなければならない。

(損害賠償)

第 15 乙は、本特記事項に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第 16 甲は、乙が本特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

注 1 「甲」は高知市を、「乙」は受託者をいう。

計画平面図 S=1:2,500
和田川

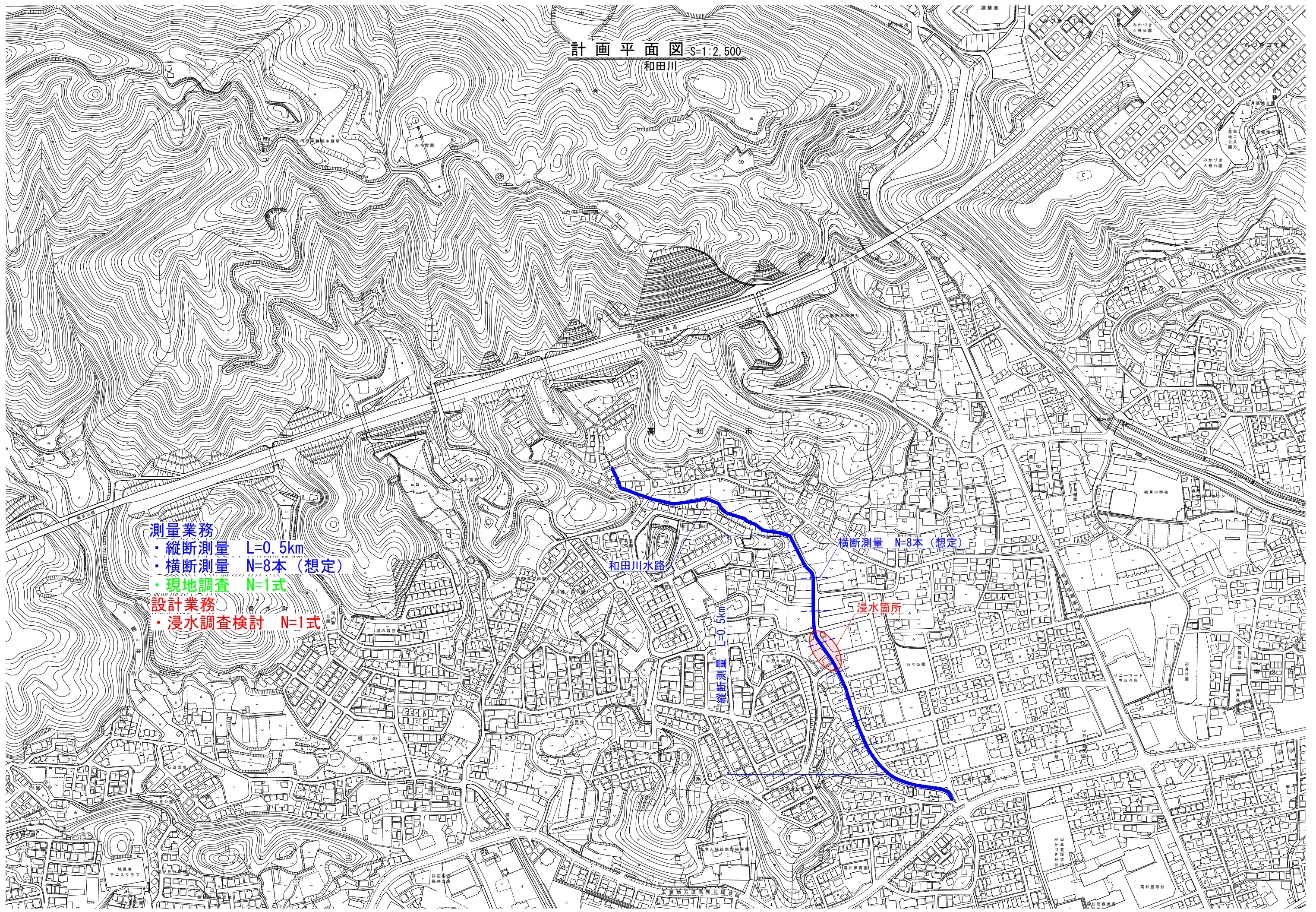
- 測量業務
- ・縦断測量 L=0.5km
 - ・横断測量 N=8本 (想定)
 - ・現地調査 N=1式
- 設計業務
- ・浸水調査検討 N=1式

和田川水路

横断測量 N=8本 (想定)

浸水箇所

縦断測量 L=0.5km



位置図

